

奈良工業高等専門学校将来計画委員会規程

平成16年4月1日制定

平成29年3月9日改正

(設置)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、本校の将来の在り方や中期計画・年度計画等に関する事項を審議するため、将来計画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、機構が定めた中期計画・年度計画に沿った本校の中期計画・年度計画の設定や、本校の将来の在り方を審議し、その結果を教職員・学生等に正しく認識させることを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の事項について審議する。

- 一 本校の将来の在り方に関する事
- 二 本校の中期計画に関する事
- 三 本校の年度計画に関する事

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 奈良工業高等専門学校運営会議規程（平成17年4月1日制定）第3条各号に掲げる者
- 二 総務課長及び学生課長

(委員長及び委員長補佐)

第5条 委員会に委員長及び委員長補佐を置く。

- 2 委員長は、校長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長補佐は、委員の中から校長が指名する。
- 5 委員長補佐は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(小委員会)

第6条 委員会の下に、将来計画小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

- 2 小委員会は、本校の中期計画・年度計画に組み入れる具体的事項について検討し、その内容を委員会に報告する。
- 3 小委員会に委員長を置き、委員会委員長補佐をもって充てる。
- 4 小委員会の委員は、専任教員の中から校長が任命する。
- 5 小委員会の任期は1年とし、再任を妨げない。

(専門部会)

第7条 委員会は、特別の事項について調査・検討するため、専門部会を設置することができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、総務課で行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他の必要な事項は委員会が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。